

II. 暮らしの手続き

1. 堺市で新しい生活を始めるとき／引越すとき

1-1 転入、転居、転出

【住民登録・住居地の変更】

こんなとき	手続きをするところ	もっていくもの
<p><転入> 堺市外から堺市内へ 引越してきたとき</p>	<p>引越してきた日から14日以内に、住むところの区役所市民課（16, 17ページ）へ</p> <p>※妊婦や乳幼児がいる人は、保健センター（16, 17ページ）へも連絡</p>	<p>① 引越した人全員の在留カード、特別永住者証明書</p> <p>② 前の住所の市町村が発行した転出証明書</p> <p>③ 国民年金に加入している人は年金手帳基礎年金番号通知書、納付書など</p> <p>④ マイナンバーカード（持っている人全員）</p>
<p><転居> 堺市内で区が変わる 引越し、同じ区内での引越し</p>	<p>上記と同じ</p>	<p>・上記の①、③、④</p> <p>・⑤国民健康保険に加入している人は保険証</p>
<p><転出> 堺市外への引越し</p>	<p>引越す日までに（すでに引越した場合は、引越した日から14日以内に） 住んでいた区役所の市民課へ</p>	<p>・届出人の本人確認書類（運転免許証・在留カード等）及び上記の⑤</p> <p>・海外転出の場合は、上記の③、④も必要</p>

【関連する手続き】

国民健康保険、国民年金、介護保険、児童手当、子ども医療、子どもの入学・転校手続きなどが必要な場合があります。詳しくは、転入、転居、転出の手続きのときにたずねてください。

犬を飼う場合も手続きが必要です。動物指導センター（☎072-228-0168）または各区の保健センター（16, 17ページ）でたずねてください。

※「マイナンバー（個人番号）」について

マイナンバーは、年金・医療保険、雇用保険などの社会保障や、税の申告などの手続きで必要になる番号で、住民一人につき一つの番号が通知されます。はじめて日本で住民登録をしたら、約2～3週間後マイナンバーが書かれている個人番号通知書が届きます。

一時帰国などで日本を出国し再入国したときも、以前のマイナンバーを使うことになります。

原則として生涯同じマイナンバーを使い続けることとなりますので、必要な手続き以外で他人に教えないでください。

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/>

1-2 ごみの収集

【ごみの出し方】ごみの種類と出す曜日などを確認し、決まった場所に出しましょう。

ごみの出し方を示した資源とごみの分別大辞典(日本語)は、市役所市政情報センター、区役所市政情報コーナーでの配布、又は区役所市民課(16, 17ページ)で転入・転居の届出のときにもられます。

問合せ 環境業務課 ☎072-228-7429 FAX072 - 229 - 4454

日本語

https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi_recy/bunbetsu/shigen/

やさしいにほんご

https://www.city.sakai.lg.jp/yasashii/yasa_gomi/

英語版

<https://www.city.sakai.lg.jp/foreign-language/english/visitors/living/dailylife/handbook/index.html>

中国語版

<https://www.city.sakai.lg.jp/foreign-language/chinese/visitors/living/livinginsakai/handbook/index.html>

韓国・朝鮮語版

<https://www.city.sakai.lg.jp/foreign-language/korean/visitors/handbook/index.html>

ポルトガル語版

https://www.city.sakai.lg.jp/foreign-language/other_languages/portuguese/portuguese/index.html

スペイン語版

https://www.city.sakai.lg.jp/foreign-language/other_languages/spanish/spain/index.html

日本語以外のごみの出し方についてのパンフレットが2種類あります。

https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi_recy/bunbetsu/shigen_gomi_pamph/index.html

言語 英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語。

1-3 水道・下水道

上下水道局お客様センターで下記の届出や問合せができます。

・水道の使用開始や休止の届出(必ず4・5日前までに連絡してください。)

・水量の確認や水道料金などの問合せ

※便利なスマートフォンアプリ「すいりん」があります。

ペーパーレス決済や、クレジット決済の申込みもできます。

・赤い水が出たとき

※水道工事などにより、水道管の中の鉄さびが流れることがありますが、しばらく水を流してきれいになってから使ってください。なお、流してもきれいにならないときはお客様センターに連絡してください。

・道路上での水もれ、公共下水道のつまりを見つけたときなど



さいしじょうすいどうきょくほーむぺーじ
「すいりん」のページ

上下水道局お客様センター	
問い合わせ	☎0570-02-1132 (ナビダイヤル) ※一部のIP電話は使えません ☎072-251-1132 FAX072-252-4132
受付時間	平日 8:45~19:00 土・日曜日、祝休日 9:00~17:00 (ただし、赤水などに関するお問合せ、道路上での水もれや公共下水道のつまりなどを見つけたときは24時間受付しています。)

1-4 市営住宅、特定公共賃貸住宅

【入居者募集】

毎年5月、10月、11月に募集します。詳しいことは広報さかいに掲載されます。

問合せ 5月、10月募集は堺市営住宅管理センター ☎072-228-8225 FAX072-228-8223
11月募集は住宅改良課 ☎072-228-8113 FAX072-228-8034

府営住宅については、大阪府国際交流財団の「III. 暮らしと住まい」のページを見てください。

1-5 市税

【個人市・府民税（住民税）】

毎年1月1日現在、区内に住んでいる人や、区内に事務所などのある人は税金を払ってください。

- ・普通徴収：前年中に所得のあった人は、3月15日までに市民税申告書を提出してください。

その後、納税通知書が送られますので、税金を払ってください。

問合せ 市税事務所 市民税課（住んでいる区の番号に電話してください）

市税事務所 〒591-8037 北区百舌鳥赤畑町1丁3-1		
市民税課	堺区・西区	☎072-231-9751 FAX072-251-5632
	中区・南区	☎072-231-9752 FAX072-251-5632
	北区・東区・美原区	☎072-231-9753 FAX072-251-5632

- ・特別徴収：給与所得者は、毎月の給与から差引かれます。

2. 結婚するとき／離婚するとき

大阪府国際交流財団の「IV. 在留管理制度・外国人住民基本台帳制度・結婚・離婚」のページを見てください。

3. 子どもを産んで育てるとき

3-1 妊娠したら

【母子健康手帳と健診受診券つづり】

住んでいる区の保健センター（16, 17ページ）に行き「妊娠届出書」を提出し、必ず母子健康手帳と健診受診券つづり（堺市が14回分の所定の項目にかかる受診費用を負担します）を受け取りましょう。

病院や保健センターに行くときに持って行ってください。母子の健康状態が記録されます。

母子健康手帳は10言語（英語、韓国語、朝鮮語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ペトナム語、タイ語、タガログ語、インドネシア語、ネパール語）があります。

【妊婦教室】

保健センターで行います。

妊娠中の過ごし方や出産準備、育児、栄養や歯のことに、専門のスタッフから話を聞くことができます。

父親も参加できます。

問合せ 保健センター（16, 17ページ）